明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二二）　一
○平成三十年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働一七）　五
○肥料を登録した件（農林水産二二五）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二二六）　五
○肥料の登録が失効した件（同二二七）　七
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二二八）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第二十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十六回	千百六十万円	千百五十九万五千三百八十六円
〃	第五十七回	四千二百五十万円	四千二百四十八万三千七十八円
〃	第五十八回	四千二百二十五万円	四千二百二十三万三千百七十円
〃	第五十九回	八千三百九十一万円	八千三百八十七万六千五百七十六円
〃	第六十回	六千七百万円	六千六百九十七万三千三百十二円
〃	第六十一回	七千五百三十七万円	七千五百三十三万九千九百八十二円
〃	第六十二回	三千七百七十五万円	三千七百七十三万四千九百六十八円
〃	第六十三回	七千七百五十万円	七千七百四十六万九千百三十円
〃	第六十四回	九千三百四十一万円	九千三百三十七万二千七百九十八円
〃	第六十五回	四千八百八十一万円	四千八百七十九万五百六十二円
〃	第六十六回	千五百五万円	千五百四万四千十二円
〃	第六十七回	五千百三十五万円	五千百三十二万九千五百四十六円
〃	第六十八回	六千七百万円	六千六百九十七万三千三百十二円
〃	第六十九回	一億四千三百四十四万円	一億四千三百三十八万二千八百六十四円